

生徒会規約

第1章 名 称

第1条 本会は神戸市立垂水中学校生徒会と称する。

第2章 目 的

第2条 本会は生徒相互の親愛を深めるとともに、生徒自身の手によって規則正しい学校生活をおくり、学校の向上発展をはかることを目的とする。

第3章 会 員

第3条 本会は神戸市立垂水中学校生徒を会員とする。

第4章 組 織

第4条 本会は次機関で運営する。

- | | | | |
|----|----------|---|--------|
| 1 | 生徒総会 | 2 | 全校協議会 |
| 3 | 学年総会 | 4 | 学年協議会 |
| 5 | 学級生徒会 | 6 | 生徒会役員会 |
| 7 | 執行部会 | 8 | 専門委員会 |
| 9 | 学級委員会 | | |
| 10 | 選挙管理委員会 | | |
| 11 | 部活動 | | |
| 12 | 部活動代表者会議 | | |

第1節 生徒総会

第5条 本総会は生徒会最高の決議機関であり、会員全員で構成する。

第6条 本総会は、第2章第2条の目的をもって全会員の3分の1以上の要求がある時、または全校協議会議長が必要と認める時、全校協議会議長が招集する。

第7条 本総会は次の構成で運営にあたる。

- | | | | |
|---|--------|-------|---------------|
| 1 | 議長 | 1名 | (全校協議会議長) |
| 2 | 副議長・書記 | 各2名 | (全校協議会副議長・書記) |
| 3 | 運営委員 | 19名以内 | |
| <div>会長・副会長・書記合計5名</div> <div>執行部員5名 全校協議会議員5名</div> <div>その他4名以内</div> | | | |

第2節 全校協議会

第8条 本協議会は生徒総会につぐ決議機関であり、生徒総会の任務を代行することができる。

第9条 本協議会は総務委員で構成する。ただし、執行部員全員と、議長が必要と認める会員は出席しなければならない。

第10条 本協議会の議長1名、副議長2名、書記2名は、総務委員の互選により選出する。

第11条 本協議会は全校協議会議長が招集する。

第3節 学年総会

第12条 本総会は学年共通の問題について協議する機関で、学年の全会員で構成する。

第13条 本総会の決議事項の執行は、学年協議会に委任する。

第14条 本総会は学年協議会議長が招集する。

第4節 学年協議会

第15条 本協議会は学年の問題を協議し、執行する機関である。

第16条 本協議会は総務委員で構成し、議長1名、副議長2名、書記2名を互選により選出する。

第17条 本協議会は学年協議会議長が招集する。

第5節 学級生徒会

第18条 本学級生徒会は生徒会の問題を協議する生徒会の最小協議機関である。

第19条 本学級生徒会は学級の全会員で構成し、議長1名、副議長1名、書記2名を互選により選出する。

第20条 本学級生徒会は議長が招集する。

第6節 生徒会役員会

第21条 本会は執行部会の小部会で、生徒会役員で構成する。

第7節 執行部会

第22条 本部会は、生徒会運営の企画・立案及び執行にあたる最高機関であり、下部機関として専門委員会をおく。

第23条 本部会は、生徒会役員・専門部部長で構成する。ただし、必要な場合は他の会員を出席させることができる。

第24条 本部会は生徒会会長が招集する。

第8節 専門委員会

第25条 本部会は執行部会の下部機関で、次の5つの部会に分れる。

- 1 生活委員会 2 体育委員会
- 3 図書委員会 4 美化委員会
- 5 保健委員会

第26条 各委員会はそれぞれの役目に従って企画・立案し、諸機関の決議事項の執行にあたる。また役目をはたすために独自の活動を行う。

第27条 各委員会は各専門委員長と各学級2名の委員で構成し、副委員長1名、書記2名、学年代表者各1名、合計6名を互選により選出する。

第28条 各委員会は各専門委員長が招集する。

第9節 学級委員会

第29条 本委員会は学級生徒会運営の中心機関であり、学級委員で構成する。

第30条 本委員会は総務委員が招集する。

第10節 選挙管理委員会

第31条 本委員会は別に定める生徒会選挙規定に従い、選挙を管理・運営する。

第32条 本委員会は、総務委員のなかから選出された各学年5名ずつの委員で構成する。ただし立候補関係者は本委員会委員になることはできない。また互選により委員長1名を選出する。

第33条 本委員会は選挙管理委員長が招集する。

第11節 部活動

第34条 部活動は同好者が集まり、お互いに協力することを学びながら、楽しい学校生活を送り、人格の向上に努めることを目的とする。

第35条 部活動についての細則は別に定める。

第12節 部活動代表者会議

第36条 本会議は各部相互の連絡を緊密に行い、部活動の健全な発展をはかるために開く会議で、執行委員会の代表者と部活動の代表者とで構成する。

第37条 本会議の議長1名、副議長2名、書記2名は互選により選出する。

第38条 本会議は部活動代表者会議が招集する。

第5章 役員及び委員

第39条 本会は次の役員及び委員をおく。

1. 生徒会役員

生徒会会長 1名

生徒会副会長 2名

生徒会書記 2名

2 専門委員長 5名

3 学級委員（男女各1名）

総務委員 美化委員

生活委員 保健委員

体育委員 図書委員

第40条 役員及び委員の選出については、別に定める生徒会選挙規定による。

第41条 第5章に規定する役員及び委員は専任とする。ただし、執行部員は選出された学期終了までは兼任でもよい。

第42条 役員及び委員の任期については次のように定める。

1. 執行部員の任期は1年間とする。

2. 学級委員の任期は1学期間とする。

3. 任期満了になっても、次の役員または委員が選出され、任命されるまでは、その任期を延長する。

第6章 会議

第43条 本会の各会議は、その構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって決議する。ただし賛否同数の場合は議長が決定する。

第44条 本会の各会議の書記は、生徒会書記によってまとめられ、生徒会書記の求めに応じて記録を提出しなければならない。

第45条 本会の各会議の決定事項の再審議を求めるには、1週間以内に学級生徒会の決議によって、総務委員がその会の議長に要求しなければならない。再審議を求められた議長は、必要と認める時または全学級数の3分の1以上の要求がある時は再審議のための会議を開かなくてはならない。

第46条 本会会員は本会の各会議を傍聴することができる。

第7章 指導及び決定権

第47条 本会は顧問の教員（学級生徒会・学級委員会は担任）をおき、その指導を受ける。

第48条 本会のすべての決議事項は顧問の教員または職員会の承認を必要とし、校長は生徒会の活動に関するすべての事項の最終決定を行う。

第49条 本規約に基づいて選出された役員・委員等は、校長により任命される。

第8章 改正

第50条 本規約の改正は、全校協議会において3分の2以上の賛成を必要とし、職員会の承認を必要とする。

附 則

本規約は平成8年1月8日から施行する。

平成7年4月1日一部改正

平成8年4月1日一部改正

令和7年4月1日一部改正

役員・委員の主な仕事

生徒会役員

1. 生徒会会長

- 生徒会会長は生徒会の代表であり、会務のいっさいをまとめる。
- 執行委員長として執行部会を招集する。
- 全校協議会の招集を全校協議会議長に要求する。
- 学年協議会・全校協議会に出席する。
- ☆週番活動を行う。

2. 生徒会副会長

- 生徒会会長に協力し、生徒会活動を円滑にする。
- 生徒会会長不在のときは、その役目を代行する。
- 学年協議会・全校協議会に出席する。
- ☆週番活動を行う。

3. 生徒会書記

- 生徒会の各会議の記録の保管整理にあたる。
- 生徒会役員会・執行部会の記録をとる。
- 生徒会の活動状況を全会員に知らせる。
- 全校協議会に出席する。
- ☆週番活動を行う。

専門委員長

- 各委員会を招集し、その運営にあたる。
- 執行部員として、執行部会に出席する。
- 全校協議会に出席する。 ☆週番活動を行う。

学級委員（学級会活動としての仕事も含む）

1. 総務委員

- 全校協議会及び学年協議会に出席し、学級生徒会に決議事項を伝達し、その実現に努める。
- 総務委員は学級会の代表であり、学級でのいっさいのことをまとめる。
- 学級生徒会及び学級委員会を招集する。

2. 生活委員

- 校内の風紀面に気を配り、学校生活の安全と向上をはかる。
- 週番活動を行う。
- 生活委員会及び学級委員会に出席する。

3. 体育委員

- 体育的活動を行う。
- 体育的行事の企画・立案・運営にあたる。
- 体育委員会及び学級委員会に出席する。

4. 図書委員

- 学校図書館の管理・運営にあたる。
- 読書会・読書週間などの読書運動をする。
- 図書委員会及び学級委員会に出席する。

5. 美化委員

- 設備・備品の管理・修理を行う。
- 校内美化に努める。
- 校内の掲示物等の世話をする。
- 美化委員会及び学級委員会に出席する。

6. 保健委員

- 健康・衛生に関する活動を行う。
- 保健委員会及び学級員会に出席する。

生徒会選挙規定

第1章 総則

第1条 本規定は、生徒会規約の目的に基づき、会員の自由な意思によって、生徒会発展のために努力する人を正々堂々と選ぶことができるようにすることを目的とする。

第2章 役員及び委員の選出

第2条 生徒会会長1名、同副会長2名（2年生1名、1年生1名）、同書記2名（2年生1名、1年生1名）は、全会員の直接選挙により選出される。ただし、無競争の状態の時は、信任投票によるものとする。

第3条 専門委員長5名は、生徒会役員会の指名による。

第4条 学級委員は、学級生徒会で互選により選出される。

第3章 立候補手続

第5条 生徒会会長は2年生、同副会長・書記は1・2年生より立候補することができる。

第6条 立候補には所属の学級の推せんを必要とする。よって同学級から同役職への複数立候補は出来ない。

第7条 立候補者は、申請期間中に立候補手続を行い、選挙管理委員会の承認を得るものとする。

第8条 選挙管理委員会は、立候補者の公示を行う。

第9条 選挙日程は次の各項を原則として行う。

1. 告示
2. 立候補受付開始、立候補者への注意
3. 受付しめ切り
4. 立会・応援演説
5. 投票

即日開票

選挙管理委員会認定、職員会認定

結果発表

校長任命

第4章 選挙運動

第10条 選挙管理委員会が承認した候補者と運動員に限り、選挙運動をすることができる。

第11条 選挙運動期間は、選挙管理委員会の承認を得た日から、投票日の当日の朝までとする。選挙運動はポスターの掲示、意見発表及び選挙管理委員会の開く立会演説会に限る。

第12条 演説内容は、他の候補者の批判をしない範囲内で、生徒会自治に関する限り自由とする。

第13条 ポスターは選挙管理委員会の認め印があるものに限り、掲示の場所は選挙管理委員会の指定した所とする。

第14条 選挙管理委員会の開く立会演説会での応援演説者の数は2名以内とする。

第15条 選挙運動で不正なことがあれば、立候補を取り消されることがある。

第5章 選挙人名簿

第16条 各学級名簿をもって選挙人名簿に代える。

第6章 投票と投票所

第17条 投票日、投票所は、選挙管理委員会が告示する。

第18条 投票用紙は選挙管理委員会の定めるものに限る。

第19条 投票は次の通りとする。

1. 会長 無記名单記
2. 副会長 無記名連記（2名）
3. 書記 無記名連記（2名）

第7章 開票

第20条 開票は開票立会人のもとに選挙管理委員会が行う。開票立会人は生徒会顧問とする。

第21条 次の投票は無効とする。

1. 指定外用紙以外の投票。
2. 立候補者以外の名前またはその他のことが記入されている場合。
3. 候補者の指名が確かめ難いもの。

第22条 選挙管理委員会は当選者を決定すると同時に開票結果を全校生徒に公示しなければならない。

第8章 選挙管理委員会

第23条 本委員会は第2章に規定する選挙を管理し、第7章までの選挙に関するいっさいの事務を行う。また、第1章の目的の範囲内であれば、本規定以外の規定を設けることができる。

第24条 本委員会は、総務委員のなかから選出された各学年の委員で構成する。ただし立候補関係者は本委員会委員になることはできない。また互選により委員長1名を選出する。

第25条 本委員会は選挙管理委員長が招集する。

第9章 改正

第26条 本規定の改正は、生徒会協議会の賛成を必要とし、職員会の承認を必要とする。

附 則

本規定は平成8年1月8日から施行する。

令和7年4月1日 生徒会を中心に改訂